

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 26 年 12 月 15 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 35 分
出席委員名	◎品川 幸久 ○吉岡 勝裕 野崎 隆太 野口 佳子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 佐之井久紀
	世古口新吾
	小山 敏議長
欠席委員名	
署名者	野崎 隆太 野口 佳子
担当書記	加藤 寿人
審議議案	議案第 84 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号） 中総務政策委員会関係分
	議案第 90 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第 96 号 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定について
	議案第 101 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 について
	議案第 111 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号） 中総務政策委員会関係分
	議案第 118 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について中総 務政策委員会関係分
説明者	総務部長、総務課長、職員課長、
	情報戦略局長、情報調査室長、企画調整課長、財政課長、
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長、
	消防長、消防次長
	ほか関係参与

審議の経過

品川委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、野崎委員を指名した。

直ちに議事に入り、「議案第 84 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）中、総務政策委員会関係分」、「議案第 90 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第 96 号 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定について」、「議案第 101 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、「議案第 111 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、総務政策委員会関係分」及び「議案第 118 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について中、総務政策委員会関係分」の 6 件について審査し、議案第 90 号、議案第 101 号、議案第 111 号中総務政策委員会関係分、及び議案第 118 号中総務政策委員会関係分については全会一致で原案どおり可決すべしと、議案第 84 号中総務政策委員会関係分及び議案第 96 号については賛成多数で原案どおり可決すべしとそれぞれ決定し、委員会を閉会した。

開会 午前 9 時 58 分

◎品川幸久委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

本日の会議録署名者 2 名は、委員長において野崎委員、野口委員の御両名を指名いたします。

よろしく申し上げます。

本日御審査いただきます案件は、去る 12 月 8 日の本会議において、総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第 84 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）中、総務政策委員会関係分」、「議案第 90 号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第 96 号 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定について」、「議案第 101 号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、「議案第 111 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、総務政策委員会関係分」、「議案第 118 号 伊勢市職員給与条例等の一部改正についてのうち総務政策委員会関係分」の以上 6 件であります。

なお、継続審査となっております、「平成 26 年請願第 1 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願」につきましては、請願者から議長に取り下げ申出書の提出がありましたので、本日の審査の必要がなくなりましたから御了承ください。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【「議案第84号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）」中、総務政策委員会関係分】

◎品川幸久委員長

それでは初めに、「議案第84号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）」中、総務政策委員会関係分を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の16ページをお開きください。16ページから17ページ。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に、18ページをお開きください。18ページから29ページ。

款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

はい、御発言もないようですので、款2 総務費の審査を終わります。

次に、38ページをお開きください。38ページから39ページ。

款3 民生費のうち項5 人権政策費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款3 民生費の審査を終わります。

次に、66ページをお開きください。66ページから67ページ。

款10 消防費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

12ページにお戻りください。

よろしいですか。12ページから15ページ。

次に歳入の審査を一括でお願いいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の1ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括でお願いいたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御発言もないようですので、条文の審査を終わります。

以上で議案第84号、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員どうぞ。

○黒木騎代春委員

この補正予算の中に、マイナンバー制度に関する繰越明許費の部分、第2表に関連して賛成しかねますので、反対をさせていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

はい、わかりました。

他に討論はありませんか。

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第84号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）」中、総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎品川幸久委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって議案第84号中、総務政策委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【議案第90号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の1ページをお開きください。

よろしいですか。1ページから5ページになります。

「議案第90号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第90号 伊勢市手数料徴収条例の一部改正」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第96号 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定について】

◎品川幸久委員長

次に、31ページをお開きください。31ページから38ページ。

「議案第96号 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

世古口委員。

○世古口新吾委員

豊かで住みよい地域づくりということで、条例の制定が提案されてきておるわけですが、この条例を見せてもらっておりますと、基本理念とか市の責務、あるいはまた住民等の役割、まちづくり協議会の役割、こういったことについて基本的な部分でうたってもらっておるわけですが、やはり、具体的な内容をもっと入れていくべきではないかなと、このように思います。と申しますのは、やはり行政側とまちづくりを組織した各地域との関係の中で、いろいろな問題点と申しますか、そういったものもあると思います。

特に業務と申しますか、まちづくりへ投げる業務の内容について非常にここらがもっとはっきりさせておくべきではないかな、このように思います。

やはり地域においては、非常に、どっからどこまでか、あるいはまた、お金の問題とかそういったことで非常に不安をもっとるんが現実であります。

その辺につきまして、再度、条例制定に当たって、やはり、考え方を聞かせてほしいな、このように思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎品川幸久委員長

市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、お答えさせていただきます。

まず条例につきましては、今日で全地区の設立のほうが予定されてます。

本日、夕刻ですが、早修学区におきまして設立が予定されておりますので、全24小学校区、23地区のほうで設立のほうができる形になります。

その中で、この条例におきましては、設立いただいております設立団体の皆様とも協議を重ねさせていただきましてつくらせていただきました。

その中でもいろいろなお話が出た中で、条例においてはやはり総花的な内容を、基本的な概要の部分を記載させていただいた形で提案をさせていただきます。

委員御発言のとおり、さまざまな地域の内容がございますので、その部分につきましては、これから、行政と地域のほうの中でも一緒に入りながら、また必要なことにつきましては、施行規則等でもうたいながら進めてまいりたいなというふうに考えております。

ただもう1点の業務の内容につきましても、この部分、市のほうの部分の業務を本来

の趣旨でもございましたように、地域のほうでできる部分はやっていっていただけるということのお願いをしてきたこともございますので、そのことにつきましても合わせながら今、説明のほうと具体的なやり方と仕組みのほうを説明をさせていただいたところでございます。

◎品川幸久委員長
世古口委員。

○世古口新吾委員

説明されて理解はするわけですが、やはり、この条例については、総花的なことであつたわけでありまして、先ほど答弁があつたように、規則とか細則とかそういったものがやっぱり今後必要ではないかなと、その辺については先ほど若干答弁の中にそういうニュアンスが出ておりましたので、理解するわけですが、その辺、トラブルが起こらないようにしっかりやっていただきたいなど、このように思いますんで頑張ってください。
終わります。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありますか。
野崎委員。

○野崎隆太委員

僕もこの条例の制定というか提案に当たって一つ改めてお伺いをさせていただきたいと思つています。

まず、最初にお伺いをさせていただきたいのが、モデル地区の成果に関することについてでございます。

私、このまちづくりの地区みらい会議は、ある程度の方向性としては理解はするんですけども、今の時点でこのふるさと未来づくり条例というのをつくって、かなり大きな成果が出るというのは少し考えにくいと思つております。と申しますのも、今まで過去、視察等も行かせていただいて、いろんなどころを見ておられますと、やはりその、決まった事業を単年度消化するだけというような形におさまってしまうところがかかなり多くて、新しいイノベーションであるとか、新しいものをつくっていくというようなところにつなげるのは、やっぱり最初からそれが盛り込まれてたり、その方向性を最初から打ち出してないところにはなかなか、そういった大きな成功事例というのは見られないというのが、全国、いろんなどこ見てきた僕の感想でございます。

その中で、モデル地区として進められた地区があるかと思うんですけども、その事業成果について、今の時点でこれだけの成果があつたということをし、まず御報告をいただければと思うんですけどお願いします。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、モデル地区につきましては、平成20年度の厚生学区、そして21年度の小俣、22年度の沼木ということで3地区をモデル地区でさせていただきました。

その後、設立のほう、本日で23地区をいただくわけですが、それぞれ設立をいただく段階で、そのモデル地区の活動内容、その部分を参考にさせていただきながら、設立のほうに向かっていったという部分につきましては、一定の成果があったかと思えます。

また、モデル地区自体におきましても、それぞれの中で今まで自治会とまた、いろんな団体の方々が話し合う場ということがこの制度によりましてできましたので、いろんな従来の自治会活動に加え、新しい取り組み等がまだまだこれからも大切な部分もございしますが、そういった場が設けられたことにつきましては、ある程度一定の成果があったのかなというふうに考えております。

ただ、委員御発言のとおり、イノベーション的なこれからまだまだ新しいことにつきましては、取り組んでいく必要があるかと思えますので、設立しただけにとどまらず、今後、十分に一緒になって進めていきたいなというように考えております。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう1点少し、これもちょっとぜひこの場で聞かせていただきたいと思うんですけども、ふるさと未来づくり条例は、提案の段階では、市民の責務、行政がやること、市民がやることというような形で、そもそもスタートの時点はそこだったかなと思うんですけども、条例の中身の全体を見ますと、地域おこしであるとか、まちづくりというのやはり言葉として出てきます。

ただ、今まで例えば自治会等が担ってきた、例えば広報を配るとかああいった事業もそうなんですけども、結局、この条例をやることで、地域をおこしたいのか、それとも行政との役割分担をしたいのかっていうのが少し、はっきりとしないと言うとあれなんですけども、結局何がしたのかというのが、わからないまま進んでいく地区が僕はかなり多いんじゃないのかなと。

その結果、あるまちづくり協議会では地域おこしをやる、あるまちづくり協議会では行政との役割分担の作業だけやるということで、かなり差が出てくるというか、そもそも今の時点で温度差があるんじゃないかと思っております。

そのあたりについて、行政としては、どちらにどれぐらいウエイトを置いて、結局やってほしいこと、成果として求めることは何なのかっていうのが、もっとはっきりさせるべきじゃないかと思うんですけども、行政の今のやっているものを、仕事を分担したいのか、それともより大きな地域づくりの成果をここに求めているのか。

少しその点、もう1回御答弁をいただきますでしょうか。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

その部分につきましては、私どものほう、地域のまちづくり、また行政のほうで一定の地域でお願いできることはお願いしたいというこの2つの部分が相まっておるかと思えます。

それぞれの地域によりまして、その内容につきましてはさまざまな形でございますが、それぞれの地域特性に合わせまして、より地域自治のほうが発展できる形で、その部分は進めていきたいと思えます。

ですので、答えとしましては、両方の分野があろうかというふうに考えております。

◎品川幸久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

あと二つぐらい聞きたいことがあるんですけども、先に1点、もう1回お聞かせをいただきたいと思えます。

今、このまちづくりの・・・いろんな立ち上がってる中で、この協議会の中で幾つかその聞いているところでは、今まで過去何年もあったイベント事業であるとか、過去違う政策で行われている地域おこしなんか、ここから降ってくるお金を流用するような話を幾つか、いろんな地区で聞いております。

何々祭りにお金を使ったりだとか、それをずっと繰り返してしまうと、やはり僕は新しい物の創造というのができなくて、やはり結果として結局それをこなすだけ、予算額が降ってくるもんでそれを使うだけの組織になってしまうんじゃないかと思っております。

このことは、以前協議会でも指摘をさせていただいたかと思うんですけども、やはりその事業の複数年度、何回も同じ事業を提案して、それを上げてくるということに関しては、ある程度、条例もしくはその規則の側で禁止すべきではないかと私思ってるんですけども、その点の考え方をもう一度お聞かせください。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、この部分につきましては、地域のほうが従来しておったものをこのまちづくり協議会のほうで再度、取り組んでおるといようなこともあろうかと思えます。

また、内容につきましても、大きな計画の中、いわゆるまちづくり計画の中で取り組んではおるんですが、従来、地域のほうでやっていた内容のほう、もう継続が難しいなというふうに議論されとった、懸念されとったことが、このまちづくり協議会という多くの団体の方が集まる場の中で、継続といいましようか、そういった部分の中が引き継いで

いくという形で役割を担っていくところもあろうかと思えます。

また、その辺の部分につきまして、今後の内容につきましては、条例の中では、やはりそのようないろんな地域特性がございますので、このような形でそれぞれの課題解決等の場になるという形の程度でとどめさせていただいたところでございます。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。

ここは多分、話をしても結局平行線に僕はなるんじゃないかと思えますんで。

あともう1点、お聞かせをいただきたいと思えます。

僕の手元に2006年に沖縄で、いわゆる自治労といわれる組織が大会を開いた、全国大会のレポートというのがございます。

ここで、自主レポートとして自治労伊勢市職員労働組合というのが、暮す働く生活をする魅力あふれる伊勢をみんなの心でという、このような政策提言を行っております。

この中では、これは2005年に当時の市長に対してこのような答申をしたというような、そういったレポートでございます。

この中で出てくるのが、地域まちづくり協議会というものを組織をして、いろんな団体やNPOそれからそういったものをつくって行って、行政が指導的コーディネーターの役割を果たしながら、最終的に、これは基本的事項としては、職員が働きがいを持って楽しく働けるとか、魅力ある伊勢市を実現する、自治体の果たすべき役割と存在意義を再構築する、今後の市政運営のあり方について検証する、このような形での政策提言がなされております。

まずあの、一つお伺いをしたいんですけども、この政策提言がなされているということ自体は当然、これはひょっとすると部長さんのほうがよろしいのかもしれないけども、御存じでしたよね。

◎品川幸久委員長

誰ですか。

環境生活部参事。

●大西環境生活部参事

委員御質問の資料につきましては、見させてはいただいております。

◎品川幸久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

見させてはいただいているというか、当時その誰が提案をしてっていうのを調べていっ

たら、恐らくまだ職員さんの中で、このレポートをつくった方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、要は、私が大変疑問を持っているのは、これが果たして市民のためにつくられたものなのかということに大変な疑義を持っております。

先ほど申しあげましたように、このレポートの中には全てこの、何もかもこれと全く同じ仕組みがでてきております。

どこどこの区域で、何々区、小学校区、中学校区っていう単位で何々をつくる、まちづくり協議会という名前もこの中に出てきます。地域まちづくり協議会というのが、そこにコミュニティセンターを活用していくこと。全て、出ております。

だから私は、これは前市長の施策でもなければ、今の鈴木市長の施策でもないかと思っておるんですけども、その中で行政が求めるものとして、やはり数字として大きな成果を求めるとか、こうこうこういう成果が必ずあると思いますというような答えが出てこないことが、やはりちょっと、不安でないかなと思っておるんですけども、このレポート、先ほど承知はしとるという話だったんですけども、中身がそっくりなことについて、参事、もう一度、中身についての理解をもしよかったらお答えください。

◎品川幸久委員長

環境生活部参事。

●大西環境生活部参事

レポートのほうを見させていただきまして、今後来る人口減少、少子高齢化等を踏まえ、また、地方分権等の経緯もあったかと思いますが、これは伊勢市だけではなくて、県内でも他市でもこういう伊勢でいうふるさと未来づくり条例、ふるさと未来づくり制度に関しては施策もうたれております。

伊勢も進めてきた中でこういうレポートもあったかと思いますが、これまで進めていく中でも、議会の皆様や地域の方々と協議等をさせていただきまして、例えば、目標の期限を延長させていただきながら検討させてもらったり、交付金等のあり方も地域の皆さんの御意見をいただきながら、議員の皆様とも協議いただいて変更もさせていただいたということもございますので、私どももこれから議員の皆様、また地域の皆様と協議をさせていただきながら、これから進めていく制度であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

少しお聞かせいただきたいと思うんですが、ふるさと未来づくり、当初25年を目標にしとったんが2年遅れて、私の小学校区、今日設立総会を最後に迎えさせていただくんですが、条例を少しずつと読ませていただくと、先ほど御意見も出てましたが、総花的なように思われてなりませんし、特に、市の責務というところと住民等の役割、まちづくり

協議会の設立、こういったところが全体を通じて、住民、協議会のほうへ軸足が置かれて、市の責務というのが、理念のもとにやるということだけで、余り強調されておらず、少し丸投げ的な感覚を受けざるを得ないんですが、そこら辺少し、条例策定に当たっての真意を聞かせていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、この部分につきましても、6回にわたる調整会議のほうで協議をさせていただいたところがございます。

内容につきましては、市のほうといたしましても、市民との協働で進めていくというふうにつきましては、地区担当職員の制度等も中では設けておるという形で、このような内容の程度にとどまったというところがございます。

◎品川幸久委員長
西山委員。

○西山則夫委員

お答えはそのとおりだと思うんですけども、やはりこれまで先行してつくられてきたまちづくり協議会、既に先ほどモデル事業の話もありましたけども、例えば今日、発足式を迎えるところと少し運営に対して違いがあるというか、ゼロからのスタートと、やはりもう既に運営協議会を開いているところとは、差があるというふうに私は思うんですけども、やはりこの、今回、この条例をつくっていく中で、やはり、私いろんな会議のこと聞かせていただいているんですけども、そこに参加する人だけが中心となって議論されて、やるか、やらんとかかっていうようなことが耳にします。

そういった意味では、市全体を通じてやはりそうだと私は思うんですけども、市民の皆さんにどれだけふるさと未来づくり、地域協議会を運営していくに当たって理解を求めていくのかっていうのが大変重要になってくると思います。

この論議は、議会でも随分されてきました。

私ども、議会報告会でもまちづくりってなんなのっていう質問をいただきました。

そういった意味では、条例ですか、仏さんが条例やったら、今度、魂を入れてくところは、市民の皆さんだと思うんですよ。だからそこら辺を市の責務としてどこまで考えておられるのか。

もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、まず、この設立に当たりましては、委員御指摘のとおり、まず自治会の皆様、既存に活動されておる方々を中心にお話をさせていただきました。

そういった関係もございますので、その方々を中心にさまざまな団体っていう形で少し大きな団体の方が加わっていただいて、そしてエリアも小学校区という形で広がりを見せてまいりました。

将来的には、まだまだ一部の方々が取り組んでおられるというような部分がございますので、その部分につきましては、まず、地域の広報そして私どもの行政の責務を書かさせていただきました行政側のPR等をさせていただくと同時に、地域の具体的に、いろいろな行事、イベント、取り組みをしていくことで、地域の皆さんが、こんなこともやっとなんだなというような部分で多く広げていって、そして多くの方にその輪を広げていただいて、また参画もしていただくという形で今後平成27年度から本格稼働という形で、どんどん進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

◎品川幸久委員長
西山委員。

○西山則夫委員

まちづくり協議会の役割責務としてね、そこに居住する市民の皆さんに広報、宣伝をしていくというのは当然のことだと思うんですが、なかなかそれも限界があるのかなと。

そのときに市の役割をどう果たしていくかということが大変重要だというように思っていますので、そのところを十分かみしめておいていただきたいというふうに思っています。

それと、先ほども少し出ておりましたけれども、条例の15条とかで規則というのを定めるということになっています。

我々これ、議会としてこの規則を拝見したことが私ないように思うんですが、出てましたでしょうかね、案は。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課長

はい、この規則については、まだ、遅れておって申しわけないんですが、委員の皆様の方には、ごらんいただいてない状況になっております。

現在、作成をして固めておるところでございます。

◎品川幸久委員長
西山委員。

○西山則夫委員

ふるさと未来づくり条例っていうのが、市民の皆さんに大きく関わってくることでありますし、新たに各地域でスタートする時期でもありますので、ぜひ、全て条例の規則を

いただきたいと思いませんけど、やはり、この部分だけはきちっと議会に説明して、規則というものはこういうことで決めました、今、検討中ということでございますので、それ以上申し上げませんが、やはり、私どもに少し、内容の説明をいただければと思っております。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●沖塚市民交流課

その部分については、早急にまた議会のほうにもお示ししたいというふうに考えます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

私は、この議案96号伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

私はですね、この条例の思い、理念はある程度理解をしておりますし、当然のことながら、今これに多くの市民の方が携わっていただいて、その中で一生懸命、汗を流していただいていたこと、これに関しては、大変な理解もしておりますし、本当によくやってくれている。そのようにも感じております。

しかしながら、やはり、まだこの条例は、パブリックコメントを見ても必ずしも市民にまちづくり協議会というものが理解をされているとはとても思えない。そのようなパブリックコメントであったと私は理解をしております。

また、自治会との組織の整理、これも、やはり、いろんな地域の方に話を聞くと、自治会とどう違うのか、それから自治会との責務の違い、そういったことは、これは数多くの方から聞いております。

そのような中で、やはりその市民に対して、まだ今の段階で進んでいくことには、まだ理解が得られているとは理解がしがたく、混乱を少し招くような、そのような結果になるのではないかと私は思っております。

また、先ほども質疑の中では言わせていただきましたが、総合的にそのゴール、どこに向かって走ったらいいのかというのが、やはり条例の中から見えにくくて、大きな成果が出られるとは少し、今の時点では考えられにくい。

また、最終的に新しいものをつくるのを求めるのであれば、やはりその、先にこういった方法がある、ああいった方法があるといった形を提案するような仕組みを先につくるべきであって、これでは条例だけで丸投げというような言葉もございましたが、そのよう

に近いような形になるんじゃないかと思っております。

またもう1点、この条例は誰が望んだのかというような、質疑をさせていただきましたが、やはり私はこれ市民から出てきたものではなく、行政がやりたかったからという実験的な条例で、その割には少し丁寧さに欠ける、そういったような状況にまだなっているのではないかと思っております。

先ほども申しましたように、思いと方向性、それから今頑張ってくれている市民の皆様の気持ちは大変理解させていただきますが、少し今の段階で、この条例の制定というのは、いろんな形で時期尚早ではないかと思っておりますので、反対とさせていただきます。以上です。

◎品川幸久委員長

他に討論はありませんか。

はい、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第96号 伊勢市ふるさと未来づくり条例の制定」につきまして、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎品川幸久委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第96号は、原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【議案第101号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、59ページをお開きください。59ページから62ページ。

「議案第101号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りします。

「議案第101号 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第111号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分】

◎品川幸久委員長

次に、「議案第111号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」の御審査を願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

追加で配付の補正予算書の10ページをお開きください。10ページから11ページ。

款1 議会費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款1 議会費の審査を終わります。

次に、12ページをお開きください。12ページから23ページ。

款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御発言もないようですので、款2 総務費の審査を終わります。

次に、32ページをお開きください。32ページから33ページ。

款3 民生費のうち項5 人権政策費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御発言もありませんので、款3民生費の審査を終わります。
次に、60ページをお開きください。60ページから61ページ。
款10消防費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

いいですか。御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。
以上で歳出の審査を終わります。
8ページにお戻りください。
次に、歳入の審査を一括でお願いします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。
補正予算書の1ページにお戻りください。
条文の審査に入ります。
条文の審査は、条文一括でお願いいたします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。御発言もありませんので、条文の審査を終わります。
以上で議案第111号、総務政策委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、ないようですので討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第111号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、総務政策委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第118号 伊勢市職員給与条例等の一部改正について中、総務政策委員会関係分】

◎品川幸久委員長

次に、追加で配付の条例等議案書の1ページをお開きください。1ページから28ページ。

「議案第118号 伊勢市職員給与条例等の一部改正についてのうち、総務政策委員会関係分」を御審査願います。

総務政策委員会に関係する部分については、第1条から第8条になります。第1条から第8条になります。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

はい、御発言はないようですので以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第118号 伊勢市職員給与条例等の一部改正についてのうち、総務政策委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査は全て終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

それではこれもちまして、総務政策委員会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員